

(仮称) 海老名市文化交流拠点
第1期施設整備事業

要求水準書

令和8年5月

海老名市

目 次

1 総則	1
(1) 要求水準書の位置づけ	1
(2) 基本計画図の位置づけ	1
(3) VE 提案に関する事項.....	1
(4) 要求水準書の変更に関する事項.....	2
(5) 本事業スケジュール（予定）	2
(6) 適用法令及び適用基準	3
2 本事業における対象施設等	4
(1) 敷地概要	4
(2) 整備対象施設概要.....	5
3 施設整備に係る要求水準	7
(1) 共通事項	7
(2) 景観・周辺環境への配慮.....	7
(3) 建築計画	7
(4) 諸室計画.....	12
(5) 構造計画.....	17
(6) 電気設備計画.....	18
(7) 機械設備計画.....	21
(8) 昇降機設備計画	23
4 業務実施に係る要求水準	24
(1) 共通事項	24
(2) 統括管理業務に係る要求水準.....	28
(3) 設計業務に係る要求水準.....	29
(4) 工事監理業務に係る要求水準.....	29
(5) 施工に係る要求水準	30

1 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、海老名市（以下「発注者」という。）が設計・施工一括発注方式により（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたって、本事業の設計、監理及び施工等（以下「本業務」という。）を行う受注事業者（以下「受注者」という。）に要求する施設機能・性能及び業務の最低水準を規定するものである。

本事業の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加事業者は、要求水準書に基づいて提案を行うこととし、要求水準書に「～とすること」と記載された内容及び条件設定値等を遵守するものとする。要求水準書に「～程度」と記載されている項目については、同等の性能の実現を遵守して提案を行うこととする。

要求水準書に示す内容を満たすために通常、必要だと合理的に判断されるものは要求水準書の明示の有無に関わらず、受注者の責において実施するものとする。

また、「検討する」と記載されている項目については、本プロポーザル時又は基本設計及び実施設計時に、受注者が提案の上、発注者と採否を協議し決定する。

(2) 基本計画図の位置づけ

基本計画図は、発注者が「（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画（以下「第1期基本計画」という。）」を実現し、本事業の予算確認と要求水準書に示す計画条件等の理解のために、具体的な計画案の一例としてまとめたものであり、同一の計画を求めるものではない。

したがって、提案に際して基本計画図に示す事項の仕様、性能、維持管理性、ライフサイクルコストの縮減等を確保しつつも、参加事業者には積極的に創意工夫を発揮して自由な計画提案を求めるものである。

(3) VE 提案に関する事項

ア 参加事業者は、要求水準書に明示された条件を満たし、要求水準書及び基本計画図に示された仕様と同等以上の性能を確保して、コスト縮減によるバリューエンジニアリング（以下「VE」という。）の提案をすることができる。基本計画図に対する変更提案をVE提案と呼び、参加事業者とのVE対話により発注者が内容を確認して採用を認めたVE項目については、技術提案書及び提案価格に盛り込んだ提案とすることができる。

イ 契約締結後に、受注者の責めに帰すべき事由により、本プロポーザルにおける受注者選定時に採用されたコスト縮減となるVE項目が実施不可能となった場合、当該VE項目に関する

部分は、基本計画図に基づき基本設計、実施設計及び施工を行うものとする。その際、コストアップ及び性能向上となる VE 項目については、受注者の責任において実施すること。これらの場合の契約金額の増額は認めない。

- ウ 契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、VE 項目が実施不可能となった場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(4) 要求水準書の変更に関する事項

発注者は、本業務の期間中に次の事由により要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。

発注者が、要求水準書の見直し及び変更を行う場合は事前に受注者へ通知する。要求水準書の見直し及び変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続を行うものとする。

- ア 法令等の改正により、本業務内容が著しく変更されたとき。
- イ 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき又は本業務内容を著しく変更しなければいけないとき。
- ウ 発注者の事由により、本業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他本業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(5) 本事業スケジュール (予定)

年月	内容
令和 8 年 11 月	仮契約の締結
令和 8 年 12 月	市議会への契約議案の上程 本議会の議決後、本契約の締結
令和 9 年 1 月～令和 10 年 2 月	基本設計、実施設計、申請業務等
令和 10 年 1 月～令和 11 年 6 月	施工、監理業務
令和 11 年 6 月	建物引渡し

(参考) 市道 1889 号線道路改良工事スケジュール (予定)

- 令和 8 年 10 月 道路改良工事開始
- 令和 9 年 7 月 道路改良工事完了 (既存道路の廃止・区域変更)

※本道路改良工事完了後、敷地周辺保全のため、速やかに先行で仮囲い (以下「先行保安工事」という。) を実施すること。なお、先行保安工事から本工事着手までの期間は現場施工に伴う技術者の配置は専任を要しない。

(6) 適用法令及び適用基準

本事業の実施にあたっては、本業務の提案内容に応じて関連する関係法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

適用法令及び適用基準は、各業務の開始時に最新のものを採用すること。

2 本事業における対象施設等

(1) 敷地概要

ア 敷地現況、位置

所在	神奈川県海老名市めぐみ町 483-1 ほか	
用途地域	商業地域	
敷地面積	1,815 m ²	※CAD図求積より
指定建ぺい率	80%	※角地緩和により+10%
指定容積率	400%	
壁面後退	道路境界から 1.0m	※海老名駅駅間地区地区計画による
防火指定	防火地域	
高度地区指定	—	
その他の地域地区	海老名駅駅間地区地区計画 相模川洪水浸水想定区域	
斜線制限	道路斜線 隣地斜線	
日影規制	—	
道路幅員	北東側：市道 1889 号線 12m 南側：市道 1753 号線 8m・県道 40 号線横浜厚木線 7.5m	
その他の規制	市街化区域	

イ インフラ整備状況

本敷地のインフラについては第1期基本計画を参照し、設計時に関係機関、事業者を確認すること。引込みや接続方法については、受注者の提案による。

ウ 現況地盤

本敷地の地盤については、【その他参考資料 01_近隣の地質調査データ】を参照すること。なお、地質調査は本業務に含むこと。

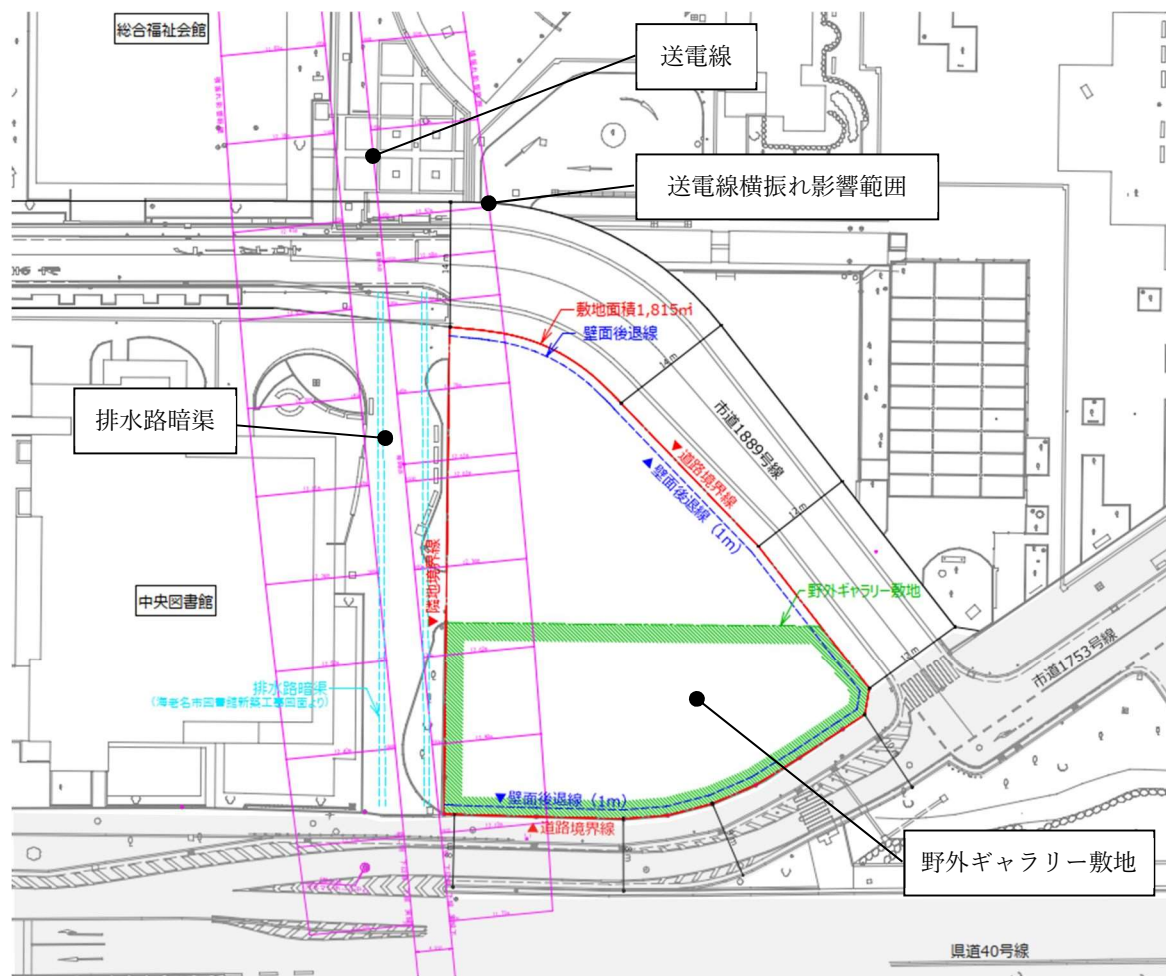
エ 地下埋設物、解体撤去物等

本敷地には地下埋設物はないと想定しているが、存在した場合、発注者と受注者が協議して対応を決定するものとする。

市道 1889 号線道路改良工事にあたり、残置物が一部ある可能性があるため、撤去・処分を見込むこと。

オ 敷地周辺の状況

敷地周辺の状況は以下のとおり。



※排水路暗渠については【その他参考資料 02_西側暗渠の参考資料】を参照すること。

※送電線横振れ影響範囲については【その他参考資料 03_送電線の参考資料】及び【基本計画図 A-06_断面計画図】を参照すること。

※敷地周辺の状況については【その他参考資料 04_用地平面図】及び【その他参考資料 06_敷地図】を参照すること。

※現在解体中の海老名市商工会館の敷地は、工事ヤードとして使用可能予定。詳細な範囲は【その他参考資料 05_先行保安工事・工事ヤード範囲図】を参照すること。

(2) 整備対象施設概要

ア 対象施設

- (ア) 計画建物
- (イ) 外構

イ 施設規模

基本計画図における本施設の延床面積は 4,600 m²程度としているが、施設規模は提案による。

3 施設整備に係る要求水準

(1) 共通事項

- ア 本施設の設計の仕様は、本プロポーザル公告日時点で国土交通省から出されている最新版の設計基準及び仕様書等の官庁営繕関係統一基準によること。
- イ 各諸室の面積・仕様等は【基本計画図 A-08_各室計画概要表】に基づき提案すること。
- ウ 本施設の工事の仕様は特記なき限り、本プロポーザル公告日時点で国土交通省から出されている最新版の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によること。
- エ 各業務の期間中に上記適用基準又は仕様書の改定があった場合は、改定後の基準又は仕様書を適用する。なお、当該改定内容が法令等の改正による場合で、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続を行うものとする。
- オ トップランナー機器の採用等、上記適用基準又は仕様書よりも難しい工法、材料、製品等を採用する場合は、受注者が当該性能、機能等を満たすことを証明し、発注者の承諾を得ること。

(2) 景観・周辺環境への配慮

ア 基本方針

計画地は海老名駅駅間地区地区計画のC地区「文化ゾーン」に位置する。海老名駅駅間地区や既存施設と調和を図りつつ、新たな文化を発信する施設とすること。

イ 景観への配慮

施設の目的、用途、規模及び立地条件等を十分把握し、その趣旨に沿った計画とするとともに、周辺の既存施設と調和した景観形成に配慮した計画とすること。

ウ 周辺環境への配慮

海老名駅（以下「駅」という。）から本施設までの自然環境及び歩行区間が一体となるように計画し、海老名駅駅間地区の連続性に配慮すること。

(3) 建築計画

ア 外観デザイン

- (ア) 誰もが気軽に入りやすい温かみのあるデザインとすること。外から内部の様子や活動が見えるようにすることで、安心感を与え、入りやすい雰囲気をつくること。

イ 配置・ボリューム計画

- (ア) 野外ギャラリー敷地には【基本計画図 A-08_各室計画概要表】の「区分」に記載する「総合福祉会館」と「事務所」は配置しないこと。
- (イ) 本施設の平面計画と階層構成は、第1期基本計画に示す各階のコンセプトや基本計画図に示す規模等の諸条件を考慮して合理的な提案とすること。

ウ 動線計画

- (ア) 本施設へのアクセス
 - a 駅、周辺施設及び文化会館西側の駐車場からの行き来を考慮した動線計画とすること。
 - b 本施設は駅及び周辺施設と繋がる動線計画とすること。
 - c 歩行者の安全に配慮した搬出入路を計画すること。
 - d 車寄せは建物への動線を考慮した位置に配置すること。
 - e 施設利用者の安全を確保した動線計画とすること。
- (イ) 建物内動線
 - a 平面計画においては、施設利用者の利便性、バリアフリー、安全性、防災性（避難経路のわかりやすさ、誘導の容易さ等）を考慮した動線計画とすること。
 - b 使用状況及び管理区分に配慮し、セキュリティ区画を設定しやすい計画とすること。

エ 平面計画

- (ア) 建物内部は、さまざまな人々の交流が促進できるように共用部分のデザインを工夫すること。
- (イ) 明るく開放的な雰囲気をつくるために、自然光を取り入れた施設計画とすること。
- (ウ) 各諸室の配置条件は「3（4）諸室計画」による。

オ セキュリティ計画

- (ア) セキュリティゾーニングは【基本計画図 A-09_セキュリティレベル図ほか関連ページ】を参考にする。
- (イ) 【基本計画図 A-08_各室計画概要表】に記載する「区分」によって開館日や開館時間が異なる場合を考慮したセキュリティ区画ができるゾーニングを検討すること。
- (ウ) エントランス等の外部に面する扉等には機械警備設備を設置予定のため、必要な配管等を設置すること。機械警備設備の設置予定場所は【基本計画図 E-02_電気設備各室諸元表ほか関連ページ】を参照すること。
- (エ) 内部の入退室管理が必要な扉には、電気錠、その他必要な配管等を設置すること。入退室管理の必要な扉については、【基本計画図 E-02_電気設備各室諸元表ほか関連ページ】を参照すること。
- (オ) 電気錠の仕様は発注者の指定する予約システムとの調整を図ること。

カ 内外装仕上計画

- (ア) 各室の要求性能や必要な機能は【基本計画図 A-08_各室計画概要表】によること。
- (イ) 快適で明るい施設となるように、色彩計画に十分に配慮すること。
- (ウ) 仕上材は諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。

- (エ) 仕上材は長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃や補修等がしやすいなど、維持管理性及び更新性に配慮したものを選定すること。
- (オ) 使用する材料は、シックハウス対策に配慮したものとし、F☆☆☆☆製品を採用すること。
- (カ) 危険な凹凸を避けるなど、怪我をしない素材を使用し、特に高齢者、障がい者、子ども等への安全性に配慮すること。
- (キ) キャビネット等の転倒防止の措置が行えるように下地等を設置すること。
- (ク) 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材・設備とすること。

キ 防災・災害対策計画

(ア) 防災計画

- a 本施設に機能を集約する総合福祉会館は「二次福祉避難所予定施設」に指定されていることから、避難所運営マニュアルを策定している。本計画建物は同避難所運営マニュアルを考慮した計画とすること。
- b 地震等の災害時は1階、2階の各室の電源、照明、空調設備、エレベーター（2基）等を維持する計画とすること。（エレベーターは停電時の維持を想定）
- c 設備機器は相模川が洪水を起こした際の想定最大浸水深3.0mを考慮した位置に設定し、事業継続が可能な計画とすること。
- d 豪雨等に配慮し、適切な床レベルの設定や出入口への防水板等の設置による浸水対策等を計画すること。

(イ) 「二次福祉避難所予定施設」としての機能確保

- a 本施設に機能を集約する総合福祉会館は「二次福祉避難所予定施設」に指定されていることから、本施設においても「二次福祉避難所予定施設」に指定されることを想定した施設計画とし、1階、2階の各室については地震等の災害時に通風や採光、換気等、数日間の滞在に支障がない居住性を確保すること。「二次福祉避難所予定施設」とは、避難所予定施設内にある「要配慮居住エリア」での生活が困難な方向けに開設する施設を指す。

(ウ) ライフラインの確保

- a 災害時にライフライン（水・電力・ガス等）が遮断されるリスクを最低限に抑える設備計画とすること。
- b 電力途絶時は、非常用発電設備により必要電力を確保する計画とすること。
- c 水道本管途絶時は、ペットボトルと受水槽により飲料水を確保する計画とすること。

(エ) その他の配慮事項

- a 施設機能に支障をきたすことのないように浸水深を考慮して諸室の断面計画を行い、豪雨や暴風に対応するための止水ラインの設定、浸水対策を講じること。
- b 災害時には安全に避難することができる計画とし、特に自力での避難が困難な施設利用者にも十分に配慮すること。

ク 安全・防犯計画

- (ア) バルコニー、階段等の落下のおそれのある部分については、転落防止に配慮した計画とすること。

- (イ) 建具等のガラスについては安全面と環境面を考慮し、飛散防止・転落防止に配慮して適宜フィルムやコーティング材を使用すること。
- (ウ) 人の触れる部分の仕上材については、安全確保と美観保持の観点から、破損防止、衝撃に対する十分な強度と汚損防止性能を有する工法・材料を採用すること。
- (エ) 自動扉等の可動部分には挟まれ防止等、人に損傷を与えないように必要な措置を講じること。
- (オ) 歩行者の安全を考慮し、外部に適切に照明設備を計画すること。

ケ ユニバーサルデザイン・バリアフリー計画

(ア) 共通事項

- a 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の望ましい水準を満たす計画とすること。
- b 子どもから高齢者、障がい者等を含む全ての利用者等にとって、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した計画とすること。

(イ) 特に配慮する事項

- a 施設内は極力段差や壁の突起物を避け、やむを得ず段差を設ける場合には、車いす利用者にとって危険がないように配慮すること。通路、廊下等は、誰もが安全で歩きやすいように十分な幅を確保すること。
- b 点字誘導や点字プレート、外国人に配慮した多言語表示等、誰にも見やすく分かりやすいサイン計画とすること。
- c 外構及び建物内のサインは、統一性があり、空間と調和したものとし、ユニバーサルデザインの観点から認知が容易なものとする。
- d 障がい者用駐車場は出入口に近接した位置に3台以上確保し、駐車場からのアプローチに配慮した計画とすること。
- e 聴覚及び視覚障がい者用の設備を設置すること。
 - (a) 聴覚障がい者用設備の設置例：ヒアリングループ・受信機、電光掲示板、避難誘導照明、文字投影用のスクリーン等
 - (b) 視覚障がい者用設備の例：点字、誘導ブロック等
- f AED、車いす等の設置スペースを確保すること。

コ 環境計画

(ア) 環境性能

- a ZEB Ready の認証を取得すること。
- b 熱負荷の抑制、自然エネルギーの利用、高効率な機器の採用、木材の積極的な採用等を行い、ライフサイクルコスト・ライフサイクルCO₂の低減を図ること。
- c 建物に採用した環境保全や環境負荷低減技術について、施設利用者が効果を感じられるように配慮し、地域住民の環境保全への意識向上に寄与できる施設とすること。

(イ) エコマテリアル

- a 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮すること。

(ウ) 省エネルギー・省資源

- a 断熱及び気密性の向上、日射抑制を図り、熱負荷の低減を図ること。
- b エネルギーの変換及び利用が総合的かつ効率的に実施されるような設備システムとすること。

サ 維持管理計画

- (ア) 長期間にわたる建物利用を考慮し、省エネルギーと長期修繕の観点からライフサイクルコストの低減効果の高い施設とすること。
- (イ) 将来の市民ニーズに対して柔軟に対応できるように、適正な階高、適正な積載荷重の設定、設備や間仕切変更が容易なフレキシビリティ等、長期使用に耐える性能を確保すること。
- (ウ) 設備更新における搬入経路及び更新スペースの確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとする。

シ 駐車場・駐輪場計画

- (ア) 駐車場法の規定に準拠した計画とすること。
- (イ) 障がい者用駐車場を3台以上確保すること。
- (ウ) 駐車場及び構内通路には必要な路面表示を行うこと。
- (エ) 駐車場は安全上死角がないように計画することとし、必要に応じてカーブミラー等の安全対策を講じること。
- (オ) 道路からの出入りがしやすいとともに、各展示室に搬出入しやすい位置に屋根付きの荷捌き駐車スペースを2台分以上確保すること。(4台程度が望ましい。)
- (カ) 車道から直接アクセス可能な位置に、駐輪ラックを用いた平置きの駐輪場を地上に約50台分計画すること。なお、必要に応じて歩道切り下げ工事等を見込むこと。

ス 外構計画

- (ア) 植栽
 - a 海老名市住みよいまちづくり条例のほか、各種関係法令及び例規等の基準を満たす植栽計画とすること。
 - b 海老名市の生態系に適した樹種を選定し、適切な緑化を行うこと。
 - c 樹種の配置にあたっては、維持管理に配慮して敷地内・外の通行等に支障をきたすことのないものとする。
- (イ) その他
 - a 構内舗装・排水の設計にあたっては、「構内舗装・排水設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に記載されるものと同等以上にあることを原則とすること。
 - b 海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準に則り敷地内の雨水排水計画を行うこと。

セ サイン計画

- (ア) 全体サイン計画
 - a 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。
 - b サインは高齢者や子ども等、誰もが分かりやすい表示と見やすい位置、高さを設定し、表示位置、色、文字サイズ等の標準化を図ったものとする。
 - c 障がい者や子ども、高齢者、外国人等、全ての人に配慮したユニバーサルなサイン計画

とすること。

d 案内表示にはピクトグラムを用いるほか、重要な案内は多言語表記とすること。

(イ) 外部サイン計画

a 「海老名市公共サインガイドライン（平成27年6月）」に則り、計画すること。

b 現在地及び出入口の位置等が容易に分かるように、適切な外部サイン計画を行うこと。

(ウ) 内部サイン計画

a 施設利用者、職員にとって親切でわかりやすく、目的地へスムーズに誘導するきめ細かなサイン計画とすること。

b 施設利用者が利用する部分には、情報提供や展示、啓発が行えるように掲示板やピクチャーレールの設置等、きめ細かな配慮を行うこと。

(4) 諸室計画

ア 共通事項

(ア) 諸室の面積、仕様及び必要な設備、備品については、【基本計画図 A-08_各室計画概要表】を基準としつつ、利用目的や機能に応じた最適な計画とすること。また、受注者が必要と考える諸室は適宜設定すること。

(イ) 各階の構成は第1期基本計画に記載の施設コンセプト及び各階構成を考慮すること。

イ 各諸室の要求水準

(ア) 諸室配置計画

a 各部屋の配置については、【基本計画図 A-08_各室計画概要表】の「計画条件」を参考にすること。

b 施設利用者が迷うことなく円滑に利用できるような合理的な部門配置・動線計画とすること。

(イ) 会議室

a 第1、第2、第3会議室の一体利用が可能な計画とすること。

b 第1、第2、第3会議室は1階又は2階に配置すること。

c 第4、第5会議室は土足利用を原則としつつ、必要に応じて畳マット等を敷いて靴を脱いで利用できる部屋とすること。

d 第6、第7会議室の一体利用が可能な計画とすること。

e 一体利用時も含めて整形な室形状とすること。

f 廊下等の共用部から室内の様子が感じ取れる設えとすること。

(ウ) レクリエーション室

a 1階又は2階に配置すること。

b 整形な室形状とすること。

c 手洗いを設置すること。

d 上足利用を前提とし、下駄箱及び下足スペースを見込むこと。

- (エ) 娯楽室
- a 1階又は2階に配置すること。
 - b 第1娯楽室に昇降式又は壁面収納式のステージを設けること。
 - c 第1、第2、第3娯楽室の一体利用が可能な計画とすること。
 - d 室外への音漏れに配慮した遮音性能を確保すること。
 - e 音響設備を設けること。
- (オ) フリースペース
- a 共用部に隣接して配置すること。
 - b 誰でも利用しやすい位置に計画すること。
 - c フリースペース（囲碁・将棋等、おしゃべりクラブ）は1階又は2階に配置し、それぞれ部屋として通路とは区切って利用可能とすること。（囲碁・将棋・歓談等の利用を想定）
 - d 2階に電位治療器（ヘルストロン等）の設置を想定しているため、設置スペースと電源を確保すること。また、設置想定スペースについては利用者動線及び他用途の利用者に配慮し、空間の意匠や調和に配慮した計画とすること。
- (カ) 視聴覚室（ボランティア団体の活動拠点） ※録音室及び集音ブースを含む。
- a 防音室とすること。
 - b 整形な室形状とすること。
 - c ボランティアルームと同階に配置すること。
 - d 室内に録音室と集音ブースが一組になった居室を2組設置すること。
 - e 録音室と集音ブースのNC値はNC-15程度とすること。
 - f 録音室と集音ブースのそれぞれの組を離して配置し、空調及び防音ドアを整備すること。
 - g 録音室と集音ブースの間に会話ができる設備を導入すること。
- (キ) ボランティアルーム（ボランティア団体の活動拠点）
- a 整形な室形状とすること。
 - b 視聴覚室と同階に配置すること。
- (ク) えびなサポートセンター（ボランティア団体の活動拠点）
- a 整形な室形状とすること。
 - b 視聴覚室、ボランティアルームと同階に極力設置すること。
- (ケ) 防災倉庫
- a 1階に配置すること。ただし、一部を2階に配置することは可能とする。
 - b 1階に設置する防災倉庫は、外部・内部双方から出入り可能な動線計画とすること。
- (コ) 相談室
- a ボランティア団体の活動拠点又は事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）と同階に設置すること。
- (サ) 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）
- a 会議室、レクリエーション室又はボランティア団体の活動拠点と同階に配置すること。
 - b 現総合福祉会館の事務室と現市民ギャラリーの事務室は統合すること。
- (シ) 第一、第二展示室

- a 各展示室内の分割利用が可能な計画とすること。
 - b 第一展示室と第二展示室の一体利用が可能な計画とすること。
 - c 各展示室は整形な室形状とすること。
 - d 天井高は 130 号程度の作品を展示できる高さとし、3.3m 以上を確保すること。
 - e 効率の良い展示が可能となるように可動式展示パネルを設置すること。
 - f 展示室に窓を設置する場合は、遮光できるような設えにすること。
 - g 第一展示室及び第二展示室の入口は、ドア付き移動間仕切壁により全面が開放可能な計画とすること。また、移動間仕切壁の壁面は展示ができる設えとすること。
 - h 映像作品の展示を可能とすること。
 - i 利用者経路とは別に展示物の搬出入経路を確保すること。
 - j 色温度の可変及び光軸調整が可能な照明を設置すること。
- (ス) 控室 1、2
- a 各展示室に隣接した位置に配置すること。
 - b 展示室の分割利用時もそれぞれが控室を利用できる形とすること。
 - c 展示室の分割利用を考慮して、展示室利用者の手洗い場を設置すること。
- (セ) 展示室倉庫
- a 各展示室に隣接した位置に配置すること。
 - b 展示室をホールとして利用する場合に配置する机と椅子を収納できる広さとすること。
 - c 展示をする際の移動式足場（備品）を収納可能な天井高、建具高さを確保すること。
- (ソ) 荷捌きスペース
- a 道路からの出入りがしやすいとともに、各展示室に搬出入しやすい位置に屋根付きの荷捌き駐車スペースを 2 台分以上確保すること。（4 台程度が望ましい。）
- (タ) 野外ギャラリー
- a 現野外ギャラリー敷地内の 1 階外構又は建物屋上に配置すること。
 - b 建物内部から野外ギャラリーの展示を視認可能とし、容易なアクセスを確保するため、野外ギャラリーは建物内部との連続性及び空間的な一体感に配慮した計画とすること。
 - c 自然の光や風を感じながら回遊できるスペースとして利用可能な計画とすること。
 - d 野外ギャラリーには植栽を設置し、植栽帯には自動灌水設備を設けること。
- (チ) 事務室（事務所）
- a コミュニティスペースと同階に配置すること。
- (ツ) ロッカースペース
- a ボランティア団体の活動拠点と同階及び 1 階に配置すること。
 - b ロッカーは W412×D378×H383 を合計 30 台程度設置すること。
- (テ) ラウンジ
- a 仕事や学習スペースとして利用可能な計画とすること。
 - b 利用料金徴収設備（別途工事）の設置スペース、電源等を考慮すること。
 - c 廊下等の共用部から室内の様子が感じ取れる設えとすること。
 - d 出入口に自動ドアを設けること。

- (ト) コミュニティスペース
 - a ミーティングルームやWEB会議が可能なブースを配置すること。
 - b 利用料金徴収設備（別途工事）の設置スペース、電源等を考慮すること。
 - c 廊下等の共用部から室内の様子が感じ取れる設えとすること。
 - d 出入口に自動ドアを設けること。
- (ナ) 練習室
 - a ドラムやエレキギター等の電子楽器によるバンド練習や管楽器等の練習等を想定した防音、防振室とすること。
 - b 利用人数や用途に応じた適切な室数を配置すること。
 - c 大音量の練習を行うため、十分な遮音性を確保すること。
 - d 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行うこと。
 - e 利用者が演奏の様子を確認できる大型鏡を壁面に設置すること。また、鏡を隠す扉を設置すること。
- (ニ) 多目的室
 - a 利用人数や用途に応じた適切な室数を配置すること。
 - b 複数の室を配置する場合は、一体利用が可能な計画とすること。
 - c ダンス練習時の音響や振動等を想定した遮音性能、防振性能を確保すること。
 - d 廊下等の共用部から室内の様子が感じ取れる設えとすること。
 - e ピクチャーレールやライティングレール等を設置し、展示利用が可能な計画とすること。
 - f ダンス練習時に使用する大型鏡を壁面に設置すること。また、鏡を隠す扉を設置すること。
- (ヌ) 事務室（コミュニティスペース管理用）
 - a コミュニティスペースの管理用事務室として、コミュニティスペースと同階に配置すること。
- (ネ) 全体共用部分の計画
 - a 全体共用部分の基本方針
 - (a) 施設全体について、ユニバーサルデザインの思想に基づいたつくりとすること。
 - (b) 施設利用者や職員の使い勝手を考慮した配置計画とし、安全性に配慮した仕上げの検討を行うこと。
 - b トイレ
 - (a) 男子トイレ、女子トイレを各階に配置すること。
 - (b) トイレは誰でも利用しやすい配置とし、多目的トイレを各階に1か所以上設置すること。また、多目的トイレを併設しないトイレを計画する場合は、車いす便房を男女各1か所以上設置すること。
 - (c) 多目的トイレは、車いす利用者、オストメイト、大人用介護ベッド対応、幼児同伴に配慮した器具を設置すること。
 - (d) 器具数は空気調和衛生工学会の技術要項レベル1を満たすものとする。

- (e) 大便器は男子、女子、多目的トイレともに、洋式便器とし、暖房機能付き温水便座を備えること。
- c 給湯室・分別ゴミ置き場・自動販売機スペース
 - (a) 各フロア単位を基本として配置すること。
- d エレベーター
 - (a) エレベーターは【基本計画図 A-07a_各種仕様について（1）ほか関連ページ】及び「3（8）昇降機設備」を確認し、適正な台数を設置すること。
 - (b) エレベーター乗場は十分な幅員、天井高さを確保し、車いす利用者やストレッチャーが転回するための十分なスペースを確保すること。
- e 階段
 - (a) 不特定多数の避難安全性に十分配慮すること。
 - (b) 十分な幅員と適切な蹴上、踏面寸法を確保するとともに、各階段の蹴上及び踏面寸法は極力同一寸法とすること。
 - (c) 蹴込部分を塞ぐなど、転落防止や物品の落下防止に十分留意すること。
 - (d) 屋内階段は、原則2段手すりとし、階段の両側に設けること。
 - (e) 床は清掃しやすく、滑りにくい材料で計画すること。
- f 廊下
 - (a) ユニバーサルデザインに配慮して十分な幅員及び天井高さを確保し、必要に応じて誘導ブロックや手すりを設けること。
 - (b) 施設利用者が主に利用する通路及び廊下は、ベビーカー等の通行や車椅子どうしがすれ違える有効幅員を確保すること。
 - (c) 廊下及び通路には段差を設けないようにすること。
 - (d) 床は清掃しやすく、滑りにくい材料で計画すること。
- g ゴミ保管庫
 - (a) 可燃ゴミ、資源ゴミ、危険物及び産業廃棄物毎の保管場所を設けること。
 - (b) リサイクルや分別収集、大型ゴミに配慮し、適切な規模とすること。また、収集、運搬、回収の方法や頻度等を考慮し設置すること。
 - (c) 施設利用者の目に触れにくい場所に配置すること。
 - (d) 清掃がしやすく清潔に維持されるように配慮すること。また、生ゴミ等の保管については臭気対策を講じること。
 - (e) 道路、建物双方から出入りがしやすい位置に配置すること。
- h 機械室
 - (a) 維持管理面でアクセスが容易な場所に計画すること。
 - (b) 電気関連機械室は配管ルートに注意し、トイレや給湯室等の水を利用する室の下階に配置しないこと。
 - (c) 十分な広さを確保し、メンテナンスや更新に支障のない構造とすること。
 - (d) 将来の改修・更新が容易に行える場所に配置し、必要に応じて機器の搬出入用の開口を設けること。

- (e) 機器の騒音や振動が躯体等を伝搬して居室に伝わることをないように、床及び壁の遮音、吸音構造や機器防振に配慮を行うこと。
- i 倉庫
 - (a) 各階に可能な限り配置すること。
- j パイプシャフト類
 - (a) 容易に更新できる広さ及び配置を考慮すること。
 - (b) 情報通信機器を設置する個所については、中継ラックを設置するスペース及び機器の稼働に適した空調、換気及び防塵対策を行い、騒音が漏れない構造とすること。
 - (c) 本工事に付随して行う別途発注工事の配線スペースや機器設置スペースを確保すること。
- (ノ) その他
 - a 子ども連れの施設利用者のために、授乳室を設置すること。プライバシーの確保に配慮し、室内から施錠できるようにすること。
 - b ベビーカー置き場を適宜配置すること。
 - c 廊下はゆとりのある計画とすること。
 - d 建物内は原則下足利用とすること。

(5) 構造計画

ア 準拠基規準等

- (ア) 法令に適合し、日本建築学会の各種基規準等の最新版に準拠するとともに、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」に準拠すること。

イ 建物構造共通事項

- (ア) 構造設計にあたっては、自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して構造耐力上十分に安全な計画とすること。
- (イ) 建物の構造形式及び架構の計画は、施設の将来の可変性を担保したものとすること。
- (ウ) 積載荷重等の設計条件及び基本計画図として基準となる構造計画の考え方については【基本計画図 S-01_構造計画概要書】によること。
- (エ) 建築資材の市場性、施工性等、敷地条件、地盤条件に留意した構造計画を行い、経済性に優れた計画とすること。
- (オ) 施設運営中の改装に柔軟に対応できるように、間仕切り壁や床積載荷重の変更等を見込んだ計画とすること。

ウ 耐震性能

- (ア) 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」に基づく耐震安全性の目標は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材 A 類、建築設備乙類とすること。

エ 耐久性能その他

- (ア) 外部にさらされる鉄筋コンクリート部分は鉄筋のかぶり厚さを増すなどの中性化対策や

鉄骨部材には使用部位に応じた十分な防錆処理を行うなど、構造部材の耐久性に配慮すること。

(イ) 長スパン部の床振動に考慮すること。

オ 基礎構造

(ア) 基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を定めること。

(6) 電気設備計画

ア 共通事項

(ア) 各室の環境条件は【基本計画図 E-02_電気設備各室諸元表】を参考にすること。

(イ) 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。

(ウ) 機器更新時を考慮したスペース及びルートを確保すること。

(エ) 操作や維持管理がしやすいものとする。

(オ) 将来の間仕切変更や部屋の用途変更を考慮し、フレキシビリティに配慮したものとする。

(カ) 耐震安全性を確保した設備計画とすること。

(キ) 電気工作物の計画、設計、工事に関する事項は、関連する基準に従うこと。

イ 電灯設備

(ア) 電灯設備

a 照明器具は、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な照度を確保できる機器選定を行うこと。

b 省エネルギー・高効率・高寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。

c 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、点検用歩廊等により保守が行いやすい計画とすること。

d 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）から一括管理ができるようにすること。

e 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにすること。

f 本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は昼光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

g トイレ、階段の人通りが少ない場所に関しては人感センサーや調光システム等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。

h 照度センサー等により昼間の消費電力を低減する工夫を行うこと。

i 窓際照明の照度制御、局部照明、反射式照明器具の設置等による省エネルギーを実現する工夫を行うこと。

j その他必要に応じて保安照明を設置すること。

- k 外構の照明は地域住民に安全・安心を与えるものとし、建物意匠と併せて計画すること。
- (イ) 非常照明・誘導灯
 - a 建築基準法、消防法に準拠し非常照明と誘導灯（誘導音付点滅形）を設置すること。
 - b 非常照明及び誘導灯は電池内蔵型とすること。
- (ウ) コンセント設備
 - a コンセントは用途に適した形式・容量を確保し、本工事に付随する別途工事も考慮した上で適切な位置に配置すること。
 - b 全ての分電盤に予備回路及び予備スペースを適切に見込むこと。
- ウ 幹線・動力設備
 - (ア) 全ての動力盤に予備回路及び予備スペースを適切に見込むこと。
 - (イ) 幹線系統を明確化し、管理を容易に行うことができるようにすること。また、事務室（事務所）は消費電力量を把握できるようにすること。
 - (ウ) 将来の幹線増設が容易にできるようにすること。
 - (エ) ケーブルラックに将来用予備スペースを見込むこと。
 - (オ) ケーブルラック、配管仕様については、施工場所に応じた耐候性を考慮して選定すること。
- エ 雷保護設備
 - (ア) 新JIS、建築基準法に基づき雷保護設備を設置すること。
 - (イ) 主要機器に対して内部雷保護対策を講じること。
- オ 受変電設備
 - (ア) 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
 - (イ) 受変電設備は閉鎖型とすること。
 - (ウ) 保守及び将来の負荷増設を見込んだスペースを確保すること。
 - (エ) 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
 - (オ) 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
 - (カ) 受変電設備の防振対策及び高調波対策を行うこと。
- カ 発電設備（非常用）
 - (ア) 以下の停電時の電力供給の考え方に基づき、災害時に電力を供給できる自家発電設備を計画すること。
 - (イ) 燃料タンクの容量は危険物貯蔵所とならない程度とし、停電状態が長引いた際の燃料運搬車から燃料タンクまでの円滑な補給方法を計画すること。
 - (ウ) 消防法に規定される電力を確保する。
 - (エ) 保安負荷は変圧器総容量の30%程度の電力を確保する。
 - (オ) 騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコスト等について検討し、適切な駆動方式の機器を選定すること。
 - (カ) 非常用電源供給範囲は「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」の「発電機回路とする負荷（事務庁舎甲類）」（最新版）を基準とすること。
 - (キ) 使用燃料は調達が容易かつ長期間の保存が可能な油種とすること。

キ 電話・LAN 設備

- (ア) 本施設への引き込みと建物内の配管及び配線スペース、電源の確保を行うこと。
- (イ) 通信情報用幹線として、将来用の増設経路を確保すること。
- (ウ) 別途工事にて設置の中継ラックからの騒音が執務環境に影響しないような措置を見込むこと。
- (エ) 配管配線工事及びモジュラージャック、電源対応を本工事とし、機器類は別途工事とすること。
- (オ) 各階廊下から EPS に設置する端子盤までケーブルラックを敷設すること。
- (カ) 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）に弱電総合盤、MDF 盤を設置すること。
- (キ) 各階 EPS の端子盤より必要箇所までの配線ルートを確保すること。

ク 電気時計設備

- (ア) 各室に電気時計設備を設けること。対象室は【基本計画図 E-02_電気設備各室諸元表】を参照すること。
- (イ) 親時計は時刻補正機能付きとし、事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）に設置すること。

ケ デジタルサイネージ設備

- (ア) 配管及び配線スペース、電源の確保を行うこと。
- (イ) 本施設の行事や会議室等の利用状況、市政情報、企業広告等の情報を提供する案内情報設備を設置するためのスペースを適切に確保すること。

コ 映像・音響設備

- (ア) 配管及び配線・機器、電源の確保を行うこと。
- (イ) 会議室等の映像・音響装置は、使用目的・機能・性能を満たしたシステムとすること。
- (ウ) 基本設計にて配置や仕様を検討すること。

サ 拡声設備

- (ア) 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- (イ) 主装置は将来の増設に備え十分な容量及び回路数を見込むこと。
- (ウ) 放送設備は事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）より放送できるようにすること。

シ 誘導支援設備

- (ア) 多目的トイレに呼出装置を設置し、具合が悪くなった際には迅速な対応ができるように計画すること。事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）に呼出しを確認できる表示板等を設置すること。
- (イ) 障がい者等に配慮した避難誘導装置、館内案内装置を設置すること。

ス テレビ共同受信設備

- (ア) 地上デジタル放送、BS 放送、FM、AM の各種テレビ・ラジオアンテナの設置又は CATV による受信設備を設け、映像・音響設備とも連携した共聴設備を計画すること。

セ テレビ電波障害防除施設

- (ア) 事前の机上検討を行い、本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、協議を行いテレビ電波障害対策の検討を行うこと。

ソ 防犯カメラ設備

- (ア) 配管及び配線・機器、電源の確保を行うこと。
- (イ) 防犯カメラは本施設の出入口、主要な廊下・各エレベーターかご内、エレベーターホール、駐車場等に設置し、死角のないように計画すること。

タ 防犯・入退出管理設備

- (ア) 配管及び配線スペース、電源の確保を行うこと。
- (イ) 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）には、非常通報装置設置スペースを確保すること。
- (ウ) 外部と接する主となる出入口にインターホン設備（カメラ付き）を設置すること。

チ 火災報知設備

- (ア) 消防法に準拠して自動火災報知設備を設置する。
- (イ) 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）に防災監視装置を設置すること。
- (ウ) 自動火災報知設備に連動した光警報設備を設置すること。

(7) 機械設備計画

ア 共通事項

- (ア) 各室の環境条件は【基本計画図 M-02_機械設備各室諸元表】を参考にすること。
- (イ) 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- (ウ) 機器更新時を考慮したスペース及びルートを確保すること。
- (エ) 操作や維持管理がしやすいものとする。
- (オ) 将来の間仕切変更や部屋の用途変更等を考慮し、フレキシビリティに配慮したものとする。
- (カ) 耐震安全性を確保した設備計画とすること。
- (キ) 結露対策、防カビ対策及びクロスコネクション防止を行うこと。
- (ク) 建物内で発生する臭気、振動及び騒音等が施設内外に影響を与えないよう配慮すること。

イ 空調設備

- (ア) 空調方式はガスヒートポンプ方式とする。
- (イ) 高効率で管理の容易なシステムとし、経済性に優れた機器とすること。
- (ウ) 各種配管からの結露、漏水及び水損対策を行うこと。
- (エ) 空調方式は、快適な室内環境を維持し、省エネルギーを図るシステムとすること。また、室用途、操作性、利用時間帯等に配慮した計画とすること。

- (オ) 空調システムは、イニシャルコスト及びランニングコスト（運転・維持管理費）、快適性、操作性、メンテナンス性及び振動・騒音等を考慮し、ケーススタディを行い、選定すること。
- (カ) 使用する冷媒は、安全性が高く、オゾン層破壊係数がゼロで、かつ地球温暖化係数が可能な限り小さいものを採用すること。
- (キ) 建物内は正圧を維持し、外気の流入を防ぐこと。

ウ 換気設備

- (ア) 建物全体の風量バランスを考慮して計画をすること。
- (イ) 室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。各室にて発生した臭気等が他のエリア・室に影響を与えないシステムとすること。
- (ウ) 換気システムは、イニシャルコスト及びランニングコスト（運転・維持管理費）を考慮し選定すること。

エ 排煙設備

- (ア) 建築基準法及びその他法令に従い、排煙設備を設けること。

オ 自動制御設備

- (ア) 設備システムの省エネルギー化及び管理集約化を図るシステムとする。
- (イ) 空気調和設備、給排水衛生設備に必要な制御を行う。
- (ウ) パッケージエアコン、全熱交換器は、事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）に設置した集中コントローラー（液晶タッチパネル型）を設けて管理する。
- (エ) 事務室（総合福祉会館・市民ギャラリー）の警報盤（電気設備工事）に以下の警報を表示する。
 - (オ) 給水ポンプ、排水ポンプ異常警報
 - (カ) 受水槽満減水警報
 - (キ) エレベータ異常警報

カ 衛生器具設備

- (ア) 衛生的で使いやすい節水型器具を採用すること。
- (イ) 手洗いは自動水栓、小便器は個別自動洗浄小便器を使用するなど、省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。
- (ウ) 大便器は洋式便器とし、暖房機能付き温水便座とすること。
- (エ) トイレの清掃を考慮し、掃除用流しは、男子用、女子用が隣接しているトイレ毎に1つ設け、男子用、女子用が隣接しない場合は、各トイレに1つ設けること。
- (オ) トイレの便器、手洗い、鏡の設置数は利用人員、利用形態によって適正数とすること。
- (カ) 各階に多目的トイレを設置すること。なお、多目的トイレには、オストメイト対応流し、ベビーチェア、オムツ替え用ベッドを適宜設置すること。
- (キ) 衛生陶器は汚れが付きにくく、落としやすいように表面処理をしたものとすること。

キ 給水設備

- (ア) 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- (イ) 給水負荷変動を考慮した計画とすること。

(ウ) 屋外散水栓については、一つの散水栓の散水範囲を半径 30mとし、外構全域を包含できるように計画をすること。

(エ) 上水の給水方式はタンク直送方式(受水槽+加圧給水ポンプ)とし、受水槽は2槽式を1基設置すること。また、受水槽に非常用水栓を設置すること。

ク 排水設備

(ア) 各種排水を衛生的に公共下水道までに導く設備とすること。

(イ) 雨水、汚水は分流方式とする。

ケ 給湯設備

(ア) 各所の給湯量に応じた給湯設備を選定すること。

(イ) 洗い物用の給湯温度は任意に設定できる仕組みとすること。

(ウ) トイレの手洗器の水栓は温水対応可能とする。

コ 消火設備

(ア) 消防法に基づき、消防設備を設置すること。

(イ) 消火設備を設置する場合は、安全性、環境性、操作性に配慮すること。

サ ガス設備

(ア) 安全性、耐震性、耐久性、信頼性のあるものとする。

(イ) ガス事業法等の関係法令に基づくこと。

(ウ) ガス設備を設置する場合は、安全対策としてガス遮断装置やガス漏れ警報器等を設けること。

(8) 昇降機設備計画

ア 共通事項

(ア) 各種法規に準拠した昇降機設備を設けること。

(イ) 昇降機設備は交通計画を行い適切な台数を設置し、待ち時間に配慮すること。

(ウ) 全ての昇降機で車いす利用者、視覚・聴覚障がい者、高齢者や子どもに配慮し、必要な設備を設けること。

(エ) 緊急搬送に備え、ストレッチャーが十分入る広さの昇降機設備を1基以上設けること。

(オ) 緊急連絡用インターホンを設置すること。連絡先は事務室(総合福祉会館・市民ギャラリー)とする。

(カ) かご内に防犯カメラを設置すること。

(キ) 乗用2基以上併置の場合は、群管理が可能な仕様とすること。

(ク) 休日等の利用制限のため、不停止の制御が可能な仕様とすること。

(ケ) エレベーターの内装、枠等は耐久性と維持管理を考慮すること。

(コ) エレベーター内に閉じ込め対策(エレベーターチェアの設置等)を実施すること。

4 業務実施に係る要求水準

(1) 共通事項

ア 対象業務

(ア) 本業務の対象は、下記とする。

区 分	本体工事	外構工事	什器・備品	付帯工事
基本・実施設計業務	○	○	○※1	○※2
施工業務	○	○	—	—
工事監理業務	○	○	—	—

※1 什器・備品の選定、リスト化、レイアウト調整。

※2 別途発注する付帯工事等との調整、総合図等の協力、空配管ルートを検討等。

これらの調整、協力、検討等の結果により必要となる対応は、本業務に含むものとする。

イ 業務内容の疑義

(ア) 受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

ウ 実施体制

(ア) 受注者は、契約締結後速やかに、統括責任者を選任し、発注者に通知しなければならない。

(イ) 受注者は、設計業務の開始までに、設計業務管理技術者、各設計業務主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、積算）を選任し、発注者に通知しなければならない。

(ウ) 受注者は、施工業務の開始までに、現場代理人、監理技術者、各施工業務主任担当者（建築、電気設備、機械設備）を選任し、発注者に通知しなければならない。

(エ) 受注者は、工事監理業務の開始までに、工事監理業務管理技術者、各工事監理業務主任技術者（建築、電気設備、機械設備）を選任し、発注者に通知しなければならない。

(オ) 設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者の兼務は認める。

(カ) 現場代理人と監理技術者の兼務は認める。

(キ) 本プロポーザルにおいて提案された配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、次の a 及び b に掲げる区分に応じ、発注者が提案時と同等以上の資格、実績及び能力を有すると認めたときに限り、変更できるものとする。

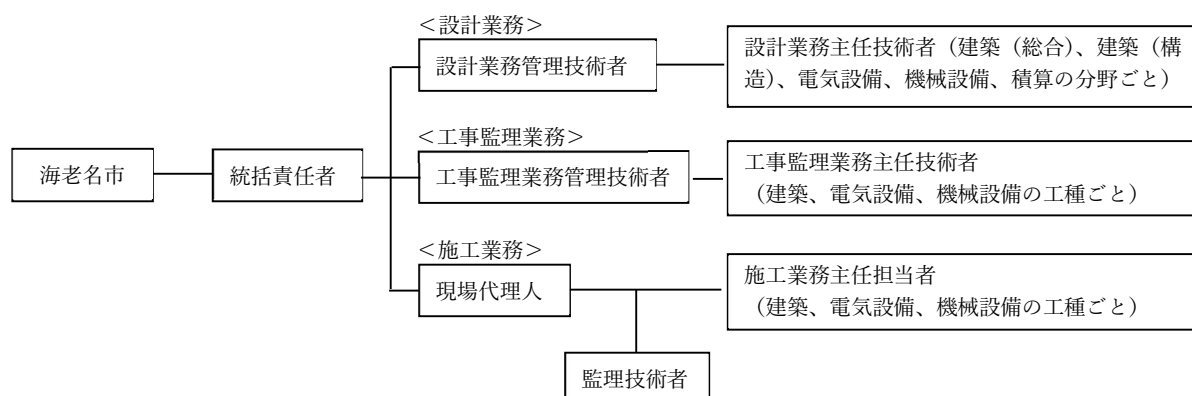
a 設計、施工及び監理の全配置予定技術者

やむを得ない事由がある場合又は発注者が必要と認めた場合

b 施工及び監理の配置予定技術者

各担当業務の開始前である場合

(ク) 設計業務、施工業務、工事監理業務の実施体制の条件を以下に示す。



(ケ) 統括責任者、設計業務管理技術者、設計業務主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、積算）、工事監理業務管理技術者、工事監理業務主任技術者（建築、電気設備、機械設備）、現場代理人、監理技術者及び施工業務主任担当者（建築、電気設備、機械設備）については、本プロポーザルの参加意向申出書の提出日以前に、受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(コ) 統括責任者

- a 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- b 統括責任者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、各業務を通して、本業務の推進と相互調整を行う。
- c 統括責任者の下に、設計業務管理技術者、各設計業務主任技術者、工事監理業務管理技術者、各工事監理業務主任技術者、現場代理人、監理技術者及び各施工業務主任担当者を配置すること。
- d 統括責任者は統括管理業務を行うこと。

(サ) 設計業務管理技術者

- a 一級建築士資格を有すること。

(シ) 各設計業務主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、積算）

- a 建築（総合）は一級建築士資格を有すること。
- b 建築（構造）は構造一級建築士資格を有すること。
- c 電気設備は建築設備士資格又は設備設計一級建築士資格を有すること。
- d 機械設備は建築設備士資格又は設備設計一級建築士資格を有すること。
- e 積算主任技術者は建築積算士資格を有すること。

※電気設備及び機械設備設計主任技術者のいずれか1名は、設備設計一級建築士資格を有すること。

(ス) 現場代理人

- a 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

- b 施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。なお、先行保安工事から本工事着手までの期間は現場施工に伴う技術者の配置は専任を要しない。

(セ) 監理技術者

- a 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

(ソ) 施工業務主任担当者（建築、電気設備、機械設備）

- a 建築は一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- b 電気設備は1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- c 機械設備は1級管工事施工管理技士資格を有すること。

(タ) 工事監理業務管理技術者

- a 一級建築士資格を有すること。

(チ) 各工事監理業務主任技術者（建築、電気設備、機械設備等）

- a 建築は一級建築士資格を有すること。

エ 契約代金内訳書の提出

- (ア) 本プロポーザルの審査結果通知後速やかに、細目として数量及び単価を記載した工事費積算内訳書、メーカー見積書並びに各単価を確認できる資料を添付の上、契約代金内訳書を提出すること。提出時に、発注者の確認を受け指示を仰ぐこと。

オ コスト増減の根拠及び提案金額内での業務遂行

- (ア) 設計業務期間のコスト増減は契約代金内訳書の単価及びその確認資料を根拠とし、発注者の指示によりコスト増減内訳書を提出すること。
- (イ) 施工業務期間のコスト増減は工事費積算内訳書の単価及びその確認資料を根拠とし、発注者の指示によりコスト増減内訳書を提出すること。
- (ウ) コスト増減内訳書の内容をコスト推移管理シート（任意書式）に記載して増減を管理すること。
- (エ) コスト増減の結果、契約金額を超えるおそれがある場合は、VE案を提案し、契約金額内で業務を遂行すること。ただし、発注者が要求水準書等の変更により金額増減を認めた場合はこの限りではない。

カ 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更について

- (ア) 賃金又は物価の変動に基づき契約金額を変更する場合は、一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」を参考とする。建物種類は事務所とし、構造は受注者の提案に準じる。

キ 資料の貸与及び返却

- (ア) 受注者は、本業務に必要な資料、基準等で発注者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、発注者から借り受けることができる。
- (イ) 受注者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (ウ) 受注者は、本業務完了時に発注者へ設計資料を返却しなければならない。

ク 情報セキュリティ

- (ア) 契約期間中に、業務に関する資料や設計図書等の書類を紛失又は誤送信、盗難にあった場合(疑わしい場合も含む。)は、発注者に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行う。
なお、漏洩した情報に伴い損害が発生した場合は、受注者の責において賠償すること。

ケ 打合せ及び記録

- (ア) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接に連絡をとり、本業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ議事録)に記録し、相互に確認しなければならない。
- (イ) 受注者は、本業務において抽出された課題を一覧表に記載し、経過と結論を課題管理シート(任意書式)として管理すること。一覧表には、起案者・決定目標日・回答者・協議内容及び回答内容・状況を記載すること。受注者は、定例会議ごとに課題管理シートの進捗を確認すること。
- (ウ) 受注者は、本業務の進捗状況に応じて、業務ごとに発注者へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (エ) 受注者は、発注者から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

コ 月間業務報告書の提出

- (ア) 受注者は、月間業務報告書を提出すること。記載事項は契約内容、業務内容、予定工程表及び実施工程表とし、様式は任意とする。

サ 要求水準の確保及び技術提案事項の実施確認について

- (ア) 要求水準の確保及び技術提案事項の実施確認の基本的な考え方
- a 受注者は、本業務を行う過程で以下の時期に、要求水準書と本プロポーザルの提案書に記載の提案事項との適合性を確認し、要求水準等確認計画書に記載の上、発注者に報告すること。なお、特に工程・コスト管理の観点から不可逆的な決定を行う際は、適宜調整・報告を行うこと。
 - (a) 基本設計中間時及び完了時
 - (b) 実施設計中間時及び完了時
 - (c) 各部位の施工前の施工計画時
 - (d) 全体の施工完了時
- (イ) 要求水準等確認計画書の作成と確認
- a 受注者は契約締結後速やかに要求水準書と本プロポーザルの提案書に記載の提案事項を確認するための要求水準等確認計画書(任意書式)を作成し、発注者と協議の上、承諾を得ること。
 - b 要求水準等確認計画書には、要求水準書で定めた各項目及び本プロポーザルの提案書で提案した事項を一覧化したチェックリスト「要求水準等確認書」(任意書式)を添付し、項目ごとの確認方法と確認時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
 - c 要求水準等確認書は、発注者と協議の上、適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 実施設計図書等の修正

- a 発注者は、受注者から提出された実施設計図書等の内容が要求水準書及び本プロポーザル時に提出された提案書、又は発注者と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合は、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。なお、これによる業務期間の延長は認めないものとする。この場合において、受注者は速やかに実施設計図書等の修正を行い、修正箇所について発注者に資料を提出し確認を受けること。設計変更について内容の不一致があると判断された場合も同様とする。

(エ) 本建物の是正及び修補

- a 発注者は、受注者が施工した本建物が要求水準書及び本プロポーザル時に提出された提案書、又は発注者と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合は、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。なお、これによる業務期間の延長は認めないものとする。この場合において、受注者は速やかに本建物の是正及び修補を行い、是正及び修補箇所について発注者に資料を提出し確認を受けること。

シ その他、調査等

(ア) 地質調査は本業務内で実施すること。

(イ) 周辺家屋への電波障害影響の机上調査を実施し、報告書を提出すること。

(ウ) 工事に伴い家屋等に棄損等を及ぼすおそれがある範囲に対して、周辺家屋調査（事前調査、事後調査）が必要と受注者が判断した場合は、受注者負担で実施すること。工事に起因する棄損等があった場合は、受注者の責めにおいて現状復旧等適切に対応すること。

(エ) その他本業務に必要な調査等は、受注者にて対応し、調査に係る費用は本業務に見込むこと。

(オ) 受注者は建築確認申請のほか、各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を発注者に速やかに報告すること。各種申請業務の手数料は発注者負担とする。ただし、各種手数料は1回分を見込んでおり、施工の都合上による検査手数料等の増加分は受注者にて本業務に見込むこと。

(カ) 水道加入金は発注者負担とする。

(2) 統括管理業務に係る要求水準

ア 業務の概要

(ア) 設計業務管理技術者、現場代理人、監理技術者及び工事監理業務管理技術者の業務内容を精査した上で役割分担を適切に行うとともに、各技術者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うこと。特に本施設の品質確保を実現するため、品質確保プロセスを適切に計画、実行し管理すること。

(イ) 設計業務管理技術者、現場代理人、監理技術者及び工事監理業務管理技術者が適切に業務

を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合等の障害が発生しないように必要な調整を行うこと。

イ 統括責任者の業務

- (ア) 受注者内の提案・意見を聴取・調整することにより、効率的かつ効果的な業務実施を図ること。
- (イ) 発注者との適切なコミュニケーションに努めること。
- (ウ) 各業務の技術者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するように管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- (エ) 維持管理及び運営に配慮した施設整備となっているか十分に確認すること。
- (オ) 各業務の履行状況を明確に把握し、要求水準を満たしているかを定常的かつ適切に把握・管理できる体制を構築し、機能させること。
- (カ) 各業務のコスト管理を適切に行うこと。
- (キ) 受注者が行う要求水準の確保及び提案事項の実施確認については、統括責任者が取りまとめ、要求水準等確認計画書を発注者へ提出すること。
- (ク) 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- (ケ) その他業務の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

ウ 提出書類

- (ア) 統括管理業務計画書
 - a 統括責任者は、契約締結後速やかに次に掲げる書類とともに統括管理業務計画書を発注者に提出して確認を受けること。
 - (a) 各業務の基本方針
 - (b) 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
 - (c) 実施体制図
- (イ) 統括管理業務報告書
 - a 統括責任者は、統括管理業務について、統括管理業務報告書（月次）を翌月 10 日以内に提出すること。

(3) 設計業務に係る要求水準

ア 業務内容

設計業務仕様書を参照すること。

(4) 工事監理業務に係る要求水準

ア 業務内容

工事監理業務仕様書を参照すること。

(5) 施工に係る要求水準

ア 業務内容

内容説明事項書を参照すること。

(仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

設計業務仕様書

海老名市

1 設計業務仕様書の適用

本設計業務仕様書(以下「仕様書」という。)で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」による。

2 業務の概要

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業に係る基本・実施設計及び関連する手続き業務等を行うものとする。

3 業務の内容

業務内容は、下表のⅠ～Ⅲに掲げる内容とする。

Ⅰ 基本設計に関する業務

項目		適用	備考
(1)	設計条件等の整理	① 発注者の要求等の確認	■
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	■
(3)	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	■	
(4)	基本設計方針の策定	① 総合検討	■
		② 基本設計方針の策定と発注者への説明	■
(5)	基本設計図書の作成	■	
(6)	概算工事費の検討	■	

Ⅱ 実施設計に関する業務

項目		適用	備考
(1)	要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	■
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	■
(3)	実施設計方針の策定	① 総合検討	■
		② 実施設計のための基本事項の確定	■
		③ 実施設計方針の策定と発注者への説明	■
(4)	実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	■
		② 建築確認申請図書の作成	■

Ⅲ その他業務に関する事項

項目	適用	備考
(1) 積算業務	■	
(2) 確認申請業務等	■	法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(3) 海老名市住みよいまちづくり条例	■	法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(4) 海老名市景観条例	■	法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(5) 省エネルギー法に基づく計算書作成及び届出業務	■	
(6) ZEB readyの認証取得	■	法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(7) 透視図作成	■	※枚数、サイズ等は協議による

4 適用基準等

受注者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準

公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(同上)

建築工事標準詳細図

電気設備工事標準図/機械設備工事標準図

建築設備工事設計基準・要領

建築・電気設備・機械設備工事監理指針

建築改修工事監理指針

公共建築数量積算基準

公共建築設備数量算出基準

公共建築工事積算基準

公共建築工事標準単価積算基準

その他関係法令

5 特記事項

- (1) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- (2) 設計全体工程表(各申請業務含む)を提出し工程管理を行うこと。
- (3) 設計期間中の設計図書内容の見直し・修正等については、業務内の範囲とする。
- (4) 業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有するものは原則貸与し、業務完了時に返却すること。
- (5) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- (6) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受注者も同席するものとする。
- (7) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による。
- (8) 各成果図書及び書類については、事前に発注者の承諾を受けること。
- (9) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。
- (10) 配置、平面図及び立面図等の計画プラン、設備計画について、複数案提示のうえ比較検討資料を作成すること。修正の要求があった場合は、速やかに修正検討を行うこと。
- (11) 第1回打ち合わせ時に業務実行計画書(実施方針、業務工程表を含む)を提出すること。また、業務の一部で他社の協力を受ける場合には、業務委託協力会社承諾願を提出し、承諾を得ること。
- (12) 海老名環境マネジメントシステムに伴い、環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。
- (13) 本市で策定している海老名市設備機器等導入指針及び同マニュアルに基づき、設備機器等の検討を行い、選定をすること。
- (14) 本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
- (15) 概略工事工程表の検討・作成をすること。
- (16) 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと。
- (17) ZEB readyを達成し、認証を取得すること。

6 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

基本設計における成果物は別表2に示す。

実施設計における成果物は別表3に示す。

別表1

設計成果物納品リスト

No.	成果図書	区分	部数	備考	適用	紙	電子データ
1	業務施行計画書	基本	1部	設計方針、業務工程表、業務施行体制表	■	■	■
2	設計根拠資料	基本	1部	現地調査書、材料・工法等比較検討書等	■	■	■
3	概算工事費	基本	1部		■	■	■
4	概略工程表	基本	1部	機器納期等を考慮したもの	■	■	■
5	工事費内訳書	実施	1式		■	■	■
6	縮小版観音綴	実施	2部	全ての設計図面一式(A3判)	■	■	□
7	原図	実施	1式	JWW及びPDF(A1またはA3)	■	□	■
8	設計図書	実施	1式	数量拾い書・見積比較書・代価等一式等	■	■	■
9	官公署手続資料	実施	1式	控えをファイリング	■	■	□
10	パース		1式	※枚数、サイズ等は協議による	■	■	■
11	打合せ資料		1式		■	■	■
12	議事録		1式	その都度及び終了時に一式ファイリング	■	■	■

※ 成果図書の一覧表の内容については、発注者及び受注者との協議により変更できるものとする。

※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。

※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

「基本設計書」

□作成基準

基本設計書は「基本設計書(概要版)」、「根拠資料」、「その他資料」で構成される。

- (1) 概要版は、基本設計で決定した事項を各図面で簡潔に分かりやすく示すこと。
また、各図面の最初にコンセプト等から導き出された設計の考え方を明示した後に、図面等を用いて詳細な説明を行う構成とすること。
- (2) 基本方針では、設計と条件等の諸条件に対して、受注者が提案する本設計のコンセプトを具体的に定めること。
- (3) 根拠資料は、プラン・工法・材料等を決定した過程・根拠が客観的に示せる形で作成すること。
【構成例】複数案の提示、複数案の比較検討(原則○△×で採点し、イニシャル・ランニング)
※比較による検討がそぐわない事項は決定するに至った考え方を示すこと。
- (4) その他資料は、諸条件から決定され、単独での比較検討を必要としないものが該当する。

別表2-1

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書(建築・総合)	概要版	表紙	■	
		目次	■	
		事業概要書	■	本市が示す事業の目的、考え方
		基本方針・計画概要書	■	設計コンセプトの明示 敷地概要(所在地、面積、用途地域等) 建物概要(建築面積、延床面積、構造、階数等)
		配置図	■	建物配置、外部空間、動線計画等
		平面図	■	各階の空間構成、各室の特徴等
		立面図	■	外壁色、外装材、意匠、周辺環境との調和等
		断面図	■	高さ情報からみた空間構成、各室の特徴等
		仕上表	■	主たる部分の仕上げ一覧、建具種類
		外構図	■	緑地、雨水処理、駐車場等、情報量により配置図と兼用可
		防災計画図	■	地震・水害等への対応、インフラの確保等
		省エネルギー・環境配慮図	■	高耐久・長寿命、空調負荷の低減、自然エネルギー利用 緑化、騒音・振動対策
		透視図	■	
	根拠資料	表紙	■	
		目次	■	
		配置計画書	■	ゾーニング等にて比較検討を行う
		平面計画書	■	ゾーニング等にて比較検討を行う
		立面計画書	■	建物形状、建具形状、庇、付帯物等で平面プランからの立ち上がり によらずに設計されている部分の決定方法
		断面計画書	■	階高、天井高の決定方法、設備配管の余裕寸法 配線ルート等
		仕上げ計画書	■	工事費や維持管理への影響が高く、材に選択の余地があるもので比較 検討を行う 比較表は仕上げ計画に統合せず、各計画ごとにまとめることも可
		色彩計画書	■	施設特性、内外装の調和、周辺環境等の考慮し、仕上げ材や照明色 等のカラープランを複数提案を行う
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	外皮能力、自然エネルギー利用の比較検討を行う 騒音・振動・臭気対策等の決定方法
		防災計画書	■	防災能力の決定方法
		防犯計画書	■	困障、入退場管理等の決定方法
		バリアフリー計画図	■	方針及びイメージの図示
		サイン計画図	■	方針及びイメージの図示
		複数プラン提案書	■	構造別(RC造、S造)、階数別(2階建、3階建)のプランの提案及び比 較検討を行う
構造計画書	■	計画概要 建物工法、地盤工法、架構等の比較検討を行う ピット範囲及び配管ルートの明示		

別表2-2

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書（建築・総合）	その他資料	表紙	■	根拠資料と統合する
		目次	■	根拠資料と統合する
		現況調査書・写真	■	
		インフラ現況図	■	現地調査、図面調査結果等
		設計と条件の整理	■	設計条件、基準、法令、許認可等（関連基準等をリスト化し該当箇所と対応方法について明記や図示する）
		敷地求積図・面積表	■	
		日影図、天空率計算（必要に応じて）	■	
		仮設計画図	■	
		工事工程表	■	
		施工計画書	■	工事の過程に施工者の選択によらない手順が発生する場合は明示
		概算工事費内訳書	■	科目ごとに金額を算出 単価根拠・引用元の明示

別表2-3


区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項	
基本設計書（電気設備）	概要版	表紙	■	概要版（建築・総合）と統合する	
		目次	■	概要版（建築・総合）と統合する	
		基本方針、計画概要書	■	設計コンセプトの提示 基本方針を基に以下の項目の概要・仕様等を記載 ※原則としてA3用紙1枚にまとめること	
		電力引込設備計画	■	計画概要書記載項目	
		受変電設備計画	■	同上	
		発電設備計画	■	同上	
		電灯・コンセント設備計画	■	同上	
		構内情報通信網設備計画	■	同上	
		構内交換設備計画	■	同上	
		情報表示設備計画	■	同上	
		時計表示設備計画	■	同上	
		映像・音響設備計画	■	同上	
		拡声設備計画	■	同上	
		誘導支援設備計画	■	同上	
		インターホン・トイレ呼出し設備計画	■	同上	
		テレビ共同受信設備計画	■	同上	
		監視カメラ設備計画	■	同上	
		防犯・入退室管理設備計画	■	同上	
		火災報知設備計画	■	同上	
		中央監視制御設備計画	■	同上	
	省エネルギー・環境配慮計画書	■	同上		
	根拠資料	表紙	■		
		目次	■		
		電力引込設備計画	■	高圧・低圧、架空・地中埋設の決定方法	
		受変電設備計画	■	設置場所の比較検討を行う 仕様の決定方法	
		発電設備計画	■	採用する発電設備の比較検討を行う 設置場所、発電機回路、燃料種類、燃料備蓄容量等の 決定方法	
		災害時発電設備計画	■	災害（地震、浸水被害等）時に施設の維持管理及び業務継続を可能とするための採用する発電設備の比較検討を行う 設置場所、発電機回路、燃料種類、燃料備蓄容量等の 決定方法	
		構内情報通信網設備計画	■	必要箇所への割り当て、市と施工者の工事区分の明示 決定事項を諸元表へ反映	
		構内交換設備計画	■	必要箇所への割り当て 決定事項を諸元表へ反映	
		情報表示設備計画	■	同上	
		時計表示設備計画	■	同上	
		映像・音響設備計画	■	同上	
		拡声設備計画	■	同上	
		誘導支援設備計画	■	同上	
		インターホン・トイレ呼出し設備計画	■	同上	
		テレビ共同受信設備計画	■	同上	
		監視カメラ設備計画	■	必要箇所への割り当て、システム構成・仕様の決定方法 設置場所を諸元表へ反映	
		防犯・入退室管理設備計画	■	同上	
		火災報知設備計画	■	必要設備の明示、システム構成・仕様の決定方法	
		中央監視制御設備計画	■	監視範囲、制御機能、データ管理機能の明示 システム構成・仕様の決定方法	
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	本計画書に統合せず、各計画書ごとにまとめることも可	
		その他資料	表紙	■	根拠資料と統合する
			目次	■	根拠資料と統合する
			諸元表	■	各所室の仕様明示
			主要配管ルート図	■	各階平面図にメイン配管ルートの明示

別表2-4

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書（機械設備）	概要版	表紙	■	概要版（建築・総合）と統合する
		目次	■	概要版（建築・総合）と統合する
		基本方針、計画概要書	■	設計コンセプトの提示 基本方針を基に以下の項目の概要・仕様等を記載 ※原則としてA3用紙1枚にまとめること
		設計条件	■	計画概要書記載項目
		空調設備計画	■	同上
		換気設備計画	■	同上
		自動制御設備計画	■	同上
		衛生機器設備計画	■	同上
		給水設備計画	■	同上
		排水設備計画	■	同上
		給湯設備計画	■	同上
		消火設備計画	■	同上
		ガス設備計画	■	同上
	雨水利用設備計画	□	同上	
	根拠資料	表紙	■	
		目次	■	
		設計条件	■	温湿度条件、耐震性能、許容騒音レベル
		空調設備計画書	■	熱源、空調方式、形状の比較検討を行う ゾーニング、制御方法、室外機設置場所、制御方法、使用材等の決定方法
		換気設備計画書	■	換気方式、機器仕様、ダクト仕様、許容騒音レベル、制御方法、使用材等の決定方法
		自動制御設備計画書	■	集中管理対象機器、対象エリアの決定方法
		衛生機器設備計画書	■	便器・手洗い等の洗浄方式、形状の比較検討を行う 選定器具イメージの図示及び各器具の決定方法 (利用者の使い勝手部分の仕様について特に明示すること)
		給水設備計画書	■	給水方式の比較検討を行う 引込口径、使用水量の算出、使用材の決定方法
		排水設備計画書	■	排水方式、雨水処理、使用材の決定方法(平常時及び浸水被害時等)
		給湯設備計画書	■	給湯方式の比較検討を行う 給湯箇所、使用材の決定方法
		消火設備計画書	■	必要設備、仕様・使用材の決定方法
		ガス設備計画書	■	ガス方式の比較検討を行う 供給箇所、仕様・使用材の決定方法
		雨水利用設備計画書	□	必要設備、仕様の決定方法
	省エネルギー・環境配慮計画書	■	本計画書に統合せず、各計画書ごとにまとめることも可	
	その他資料	表紙	■	根拠資料と統合する
		目次	■	根拠資料と統合する
		諸元表	■	各所室の給水、給湯、排水、空調、換気の有無・仕様の明示
		概算容量表	■	選定機器の負荷、能力の明示
		空調・換気設備プロット、ゾーニング図	■	各階平面図
主要配管ルート図		■	各階平面図に給排水、ガス等のメイン管ルートの明示	

別表3

		図面・資料	適用	備考
実施設計図	設計図	図面	■	基本設計より必要となった図面一式
		特記仕様書	■	
		構造計算書	■	
	計算書	雨水排水流量計算書	■	
		省エネルギー計算書	■	
		電気設備設計計算書	■	
		機械設備設計計算書	■	
		確認申請書	■	
	官公署 手続資料	その他確認申請に必要な書類	■	
		建築物構造適合性判定申請書	■	
		省エネ適合性判定図書	■	
		省エネルギー計画書	■	
		バリアフリー法届出書	■	

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物	
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼働による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼働による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上	
	②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響	
(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境	

「計画・実施」時に配慮する事項

8. 工事設計業務委託

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する設計書は、可能な限り再生紙の利用に努める。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
2	成果品等の作成は両面印刷等で行い、部数の削減及び紙の使用量の削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②

3	<p>現地調査にあたっては、作業効率を十分検討しCO2の削減等に向けて車両の使用回数を控えるように検討する。</p>	<p>2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②</p>
4	<p>業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。</p>	<p>2-(1)-① 2-(2)-③</p>

(仮称) 海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業

工事監理業務仕様書

海老名市

1 工事監理業務仕様書の適用

工事監理業務仕様書(以下「仕様書」という。)で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省)」(以下「共通仕様書」という。)による。

2 業務概要

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業に係る監理業務等を行うものとする。

3 業務の内容

監理業務の内容は、共通仕様書「第2章工事監理業務の内容及び範囲」に規定した項目のほか、下表のⅠ～Ⅱに掲げる業務内容とする。なお、その詳細については業務着手時に発注者と協議しなければならない。

Ⅰ 工事監理に関する業務

	項 目	適用	備考
(1)	工事監理方針の説明等	① 工事監理方針の説明	■
		② 工事監理方法変更の場合の協議	■
(2)	設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	① 施工図等の検討及び報告	■
		② 工事材料、設備機器等の検討及び報告	■
(3)	工事と設計図書との照合及び確認	■	
(4)	工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	■	
(5)	工事監理報告書等の提出	■	

Ⅱ その他の業務

	項 目	適用	備考
(6)	請負代金額の検討及び報告	■	
(7)	工程表の検討及び報告	■	
(8)	設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	■	
(10)	工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	① 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	■
		② 工事請負契約に定められた指示、検査等	■
		③ 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	■
(11)	工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	■	
(12)	関係機関の検査の立会い等	■	
(13)	設計図書の内容に変更が生じた場合の変更設計図書作成	① 変更図面作成	■
		② 変更内訳作成	■

各種スライド条項(インプレスライド等)の変更設計書作成業務含む

4 適用基準等

受注者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準
公共建築木造工事標準仕様書
公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)
公共建築改修工事標準仕様書(同上)
建築工事標準詳細図
電気設備工事標準図/機械設備工事標準図
建築設備工事設計基準・要領
建築・電気設備・機械設備工事監理指針
建築改修工事監理指針
公共建築数量積算基準(参考)
公共建築設備数量算出基準(参考)
公共建築工事積算基準(参考)
公共建築工事標準単価積算基準(参考)
その他関係法令

5 成果物等及び提出部数

監理業務における成果物等及び提出部数は別表1による。

別表1 監理業務成果物納品リスト

No.	成果図書	内容	部数	備考	適用	電子データ
1	監理業務報告書		1部	人日数表、監理日誌等	■	□
2	竣工図原図	施工図含む	1部	CAD(jww), PDFをCD提出	■	■
3	議事録		1式	その都度及び終了時に一式	■	□
4	変更設計図書		1式	CAD, PDF等	■	■
5	その他資料		1式	法令手続き書類とりまとめ等	■	□


※ 成果図書の一覧表の内容については、必要に応じて発注者との協議により変更できるものとする。

※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。

※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

6 特記事項

- (1) 常に密接な連絡を取り、業務を円滑に行い、定められた期間内に業務を完了すること。
- (2) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- (3) 契約後速やかに「監理業務計画」を提出し、発注者の確認を受けること。
- (4) 工事の工種に合わせ、十分な監理体制をとること。
- (5) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受託者も同席するものとする。
- (6) 工事の設計内容に変更が生じた場合は、変更内容(概算金額含む)を作成し、速やかに発注者へ提出すること。また、変更設計図書の作成については、発注者が指示する期日を遵守すること。
なお、特別な事情により期日までの対応が困難な場合は、速やかに発注者に通知し協議すること。
- (7) 業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有するものは原則貸与し、業務完了と同時に返却すること。
- (8) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による。
- (9) 本市では海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用となっている。よって、本委託は、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。
- (10) 本業務の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
- (11) 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと。

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系		
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物	
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼働による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼働による振動 ②業務実施に伴う車両走行による振動 ③施設の空調機等電気・機械設備の振動
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上 ②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響	
	(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

7. 工事施工監理委託

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する書類は、再生紙を利用するよう努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	報告書の内容を検討し、紙の使用量を減らすように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	業務等に使用する車両は環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
4	工事現場等で発生する排出物の処理については、十分注意し適正に処理するように指示する。	2-(5)-①～③

5	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③
---	-------------------------	--------------------

(仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

内容説明事項書

海 老 名 市

1. 業務概要 (仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業を行うものとする。
2. 法令の遵守 本工事の実施に当たり、建築基準法、消防法、その他関係法令・規則等を確実に遵守すること。
3. 官公署手続き 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと
4. その他の事項

項目	適用	内容	備考
(1) 事業区分			
①事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 市単事業	地域未来交付金 (地域未来推進型)	工事当該年度に申請予定 採択後は実績報告について資料作成等に協力すること
(2) 工程関係			
①工期内施設利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		安全対策を施し、各関係者の安全確保を図ること
②関連工事、 その他工事	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
③施工時期の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	要求水準書参照	日曜、祝日は原則休工とする
④施工時間の制限	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

項目	適用	内容等	備考
(3) 仮設関係			
①仮設計画	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		受注者において、仮設計画図を作成し、事前に施設管理者及び発注者等の承諾を受けること
②交通誘導員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		周辺施設が利用されていることから、受注者にて安全に十分配慮して交通誘導員を配置すること
③工事用電力、水の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受注者対応	
④濁水・湧水処理における特別な対策等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
(4) 支給品			
①支給品について	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
(5) 建設副産物関係			
①建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	原則、指定処分場での処分とする。	愛川町田代処分場（予定）
②建設副産物 建設廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
③その他 (特別産業廃棄物等)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
(6) 各種調査、使用制限			
①各種調査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本工事に必要な各種調査は、調査に係る費用も含めて、受注者にて対応すること	
②使用制限 関係法令、規則等を遵守するのは当然のこと右記事項にも配慮すること	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	揮発性有機化合物等	本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等の放散しないもの又は放散量の少ないものを使用すること (F☆☆☆☆使用)
(7) 現場対応			
①現場照査等		事前調査を十分に行い、不明確な部分は工事打合簿により施工前に発注者と協議し、確認をとること 特に近接する高圧線や暗渠については十分な協議・調査を行い、工事への影響が発生しないようにすること	
②公衆災害		本工事における振動・騒音・粉塵・悪臭等については、特に注意し、付近住民とのトラブルについては、受注者の責任において解決すること	
③原形復旧		工事範囲内の備品類の移動及び養生、清掃については、受注者の責任において実施し、工事後は原形に復すること	
(9) その他			
①適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/>	海老名市ホームページ「海老名市公共工事共通事項書」適用図書による	
②工事完成図書	<input checked="" type="checkbox"/>	海老名市ホームページ検査担当からのお知らせ 「18 工事関係様式」内、工事提出書類チェックリストによる 海老名市ホームページ営繕課担当事務 「海老名市営繕工事 工事提出書類作成等の手引き」による	
③海老名環境マネジメントシステム		本市では、海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「公共工事環境配慮マニュアル」が適用となっている。よって本工事では、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる作業について環境配慮に努めること	
④法定外の労災保険の加入		本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入すること。また、受注者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示すること	

 公共工事において配慮すべき環境要素

海老名市の公共工事において配慮の対象とすべき環境要素は、以下の一覧表のとおりとする。これらの環境要素は、工事施工過程の環境負荷の低減はもとより、公共工事の成果として地域及び地球環境に有益な影響が得られるためには不可欠なものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・ 景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)地形・地質	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系
	(3)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(4)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
	(5)歴史的遺産	①地表に存在する文化財、遺跡等
②埋蔵文化財		
(6)景観	①その土地の現在の景観	
	②その土地に現在ある眺望地点とそこからの景観	
	③道路等、都市基盤施設がもたらす景観	
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属・水・岩石等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2)大気	①公園、屋外体育施設又は工事などで発生する砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		②自動車の排ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
③土木工事により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①排出土	
	②コンクリートガラ	
	③アスファルトガラ	
	④伐採材	
	⑤まだ使用可能な製品	
	⑥鉄骨・鉄筋・その他の金属類の切りくず	
⑦不要木材		
⑧PCB等の毒性物質		
⑨その他の建設廃材		
(6)熱帯林	コンクリート型枠などに使用され、減少を続ける熱帯林資源	
3 生活環境	(1)騒音	①工事作業機械の稼働による騒音
		②工事用車両走行による騒音
		③公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①工事作業機械の稼働による振動
	②工事用車両走行による振動	
	(3)悪臭	しゅんせつ土等の悪臭
(4)電波障害	大規模建築物による電波受信状態への影響	
(5)日照障害	大規模建築物による日影時間への影響	
(6)地域生活環境	①公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境	
	②道路整備におけるルート又は道路構造による地域分断	
	③歩道若しくは道路横断施設又はその他の公共施設等における高齢者・障害者の安全な通行・歩行環境	
	④大規模建築物の駐車場等への出入り車両により影響を受ける交通の安全性	
	⑤工事車両の出入りにより影響を受ける交通の安全性	

□ 設計・施工時に配慮する事項

3. 建物建築・改修工事

作業	配慮事項	環境要素
工事全体	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
掘削	排出土の発生を抑える設計を行う。	2-(5)-①
搬出土処理	極力現場内での利用を図る。	2-(5)-①
	搬出する場合は他の市内工事での有効利用を図る。	2-(5)-①
	排出土中に他の廃棄物が混入しないよう分別する。	2-(5)-①
地業	砂利地業では再生砕石を使用する。	2-(5)-②③
型枠	鋼製型枠の使用を検討する。	2-(6)
鉄骨・鉄筋	切りくず等のリサイクルに努める。	2-(5)-⑥
金属類	切りくず等のリサイクルに努める。	2-(5)-⑥
木材	集成材の使用を検討する。	2-(1)-②
雨水排水	雨水の集水桝に浸透型を使用する。	2-(3)-③
内装	石膏ボードはリサイクル製品を使用しない（廃棄処分時に有害物質が発生する）。	2-(5)-⑧
	壁紙等はリサイクル製品を使用する。	2-(1)-②
	ホルムアルデヒド等の低使用製品を使用する。	2-(5)-⑧
断熱	冷暖房施設の省エネのため、断熱構造とする。	2-(1)-① 2-(2)-③
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

□ 設計・施工時に配慮する事項

6. 機械設備工事

作業	配慮事項	環境要素
機械設備	低騒音・省エネ型のものを採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③ 3-(1)-④
掘削	排出土の発生を抑える設計を行う。	2-(5)-①
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
排出土処理	極力現場内での利用を図る。	2-(5)-①
	搬出する場合は他の市内工事での有効利用を図る。	2-(5)-①
	排出土中に他の廃棄物が混入しないよう分別する。	2-(5)-①
埋め戻し	現場内排出土及び再生砕石を使用する。	2-(5)-①②③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	フロン等の適切な管理・処分を行う。	2-(2)-③
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

□ 設計・施工時に配慮する事項

7. 電気設備工事

作業	配慮事項	環境要素
電気設備	省エネ型機器を採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	P C B等の適切な管理・処分を行う。	2-(5)-⑧
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①